

トラノコ取引取扱規程

(規程の趣旨)

第1条 この規程は、トラノコ総合取引約款第2条に定めるトラノコ取引（以下「本サービス」といいます）に関する取決めです。

(ID、パスワード、確認番号の発行)

第2条 本サービスのご利用に先立ち、トラノコ総合取引口座を開設の申込手続きを行ったお客様に対し、当社はお客様にID、パスワードおよび確認番号を発行します。これらは、お客様の本人特定事項として必要となります。

2. 前項に規定されるID、パスワード、確認番号等に取扱いについては、トラノコ利用規約の定めに従うものとします。

(本サービスの内容)

第3条 本サービスとして、当社がインターネットを通じて提供するソフトウェア（以下「トラノコ」といいます）を通じて、当社が委託者として設定する投資信託（以下「ファンド」といいます）の購入、換金、スイッチングの各取引のお申込みをお受けし、当社においてファンドの買付け、換金、スイッチングを行います。

2. 本サービスにおいてお客様が取引可能なファンドについては、当社が別途定めるものとします。

3. お客様がトラノコ利用規約に定める条件を満たさない場合等には、本サービスによる取引に制限が掛かることがあります。

(利用条件)

第4条 お客様は、本サービスについては、トラノコを通じて取引を行うものとします。

2. お客様は、次の各号のすべてを満たし、トラノコ総合取引口座の開設のお申込みを行い、それを当社が承諾した場合に限り本サービスをご利用できるものとします。なお、当社が承諾しない場合でも、その理由は開示しません。

(1) お客様が、当社所定の口座開設手続きを行い、当社がこれを承諾した場合。

所定の口座開設手続きには次のものが含まれます。

- ・パソコンまたはモバイルデバイス上に提供する口座開設申込様式に必要事項を入力
- ・当社の定める約款、規程、規約その他書類に対する同意、誓約
- ・所定の方式による本人確認書類等の提出

(2) お客様が、通信機器、通信回線その他のシステム機器や通信手段など、本サービスを利用するためには必要な設備を有していること。

(3) お客様が、日本国内に居住されている15歳以上（ただし、トラノコ for MyJCB利用の場合は18歳以上のJCBカード保有者）の個人であること。

3. 当社がお客様に対して提供可能な本サービスは使用する通信機器、デバイス、ソフト等により異なる場合があります。また、ご利用になるブラウザ、OS（オペレーションシステム）等により、利用可能なサービスが制約される場合があります。

4. 本サービスの利用状況等について、当社が必要と判断した場合、お客様へ確認のご連絡を行わせていただくものとします。

5. 前項の結果、当社の業務遂行、維持を妨げる方法による利用が確認された場合、当該方法による本サービスの利用を中止していただきます。

6. お客様が以下の各号のいずれかに該当する場合は、原則としてお申込みをお受けできません。

(1) お客様が外国PEPs（Politically Exposed Personsの略。外国の元首および外国の政府、中央銀行その他これに類する機関において重要な地位を占める者として「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」に定める者および同規則に定める者であった者ならびにこれらの者の家族を指します。以下同じ。）である場合

(2) その他、当社が取決めるところに照らして不適格と判断した場合

(取引の名義)

第5条 本サービスの利用にあたって、お客様は真正の住所、氏名を使用するものとします。

(1) 住所、氏名は本人確認書類に記載されたものと同一のものを使用するものとします。

- (2) 振込先の銀行等の口座名義も本人のものとします。なお、当社はあらかじめ届出のあった本人名義の銀行等の口座以外へは振込いたしません。
2. お客様の住所、居住地国、電話番号、氏名、職業、投資目的等、登録内容に変更があった場合は、遅滞なく当社所定の手続により登録情報の変更を行うものとします。

(利用時間)

第6条 お客様が本サービスを利用できる時間は、当社が定めるものとします。

2. システム等の障害、補修等によって、当社は予告なく本サービスの一部または全部の提供を一時停止または中止することがあります。

(ファンド選択および切替え)

第7条 お客様は、あらかじめ購入するファンドを当社指定のファンドの中から選択するものとします。

2. 当社は、お客様が前項のファンド選択を行わない限り、ファンドの購入の申込みは受けません。
3. お客様は、選択したファンドの切替えを行うことができます。なお、お客様がファンドの切替えを行った場合、既に保有するファンドの全口数については、切替先へのファンドにスイッ칭のお申込みを行ったものとみなされます。
4. 前項にかかわらず、切替前のファンドの全口数を換金した額に第10条第1項に定めるファンド購入のお申込み金額を加えた金額が5円に満たない場合はその全額を切替先へのファンドの購入を行わず、第12条に定める換金に準じた金銭の支払いの取り扱いとしてファンド選択の受付のみ行うこととします。なおこの場合は同条第5項の出金手数料は徴収いたしません。

(投資承認等)

第8条 お客様は、個別のおつりデータとして表示された金額について、トラノコによって、個別に投資を行うか否かの確認をするものとします。お客様が、トラノコにおいて、第4項の期限までに、おつりデータ毎に当該金額の投資を行う旨の入力を行った場合（以下、かかる入力を「投資承認」といいます。）、第10条に従って当該金額につき毎月の指定日に購入のお申込みが行われたものとします。

2. 個別のおつりデータとして表示された金額につき、お客様が投資承認をしなかった場合は、ファンドの購入のお申込みはなされません。また、未承認のおつりデータは直近100件まで投資承認が可能な金額として表示が維持されるものとし、それ以前の未承認データについては消去されるものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、お客様は、当社所定の方法に従って、トラノコにおいて第1項の投資承認を自動で行う設定（以下「自動承認」といい、第1項の投資承認とあわせて「投資承認等」といいます）を行うことができるものとします。ただし、お客様は、自動承認の設定を行う場合、当社所定の方法により投資上限額の設定を行うものとします。
4. 各基準期間（第10条に定めます。）における本条の投資承認の期限については、毎月の当社があらかじめ指定する日（以下「指定日」といいます）の15時までとします。
5. 本条に定めるおつりデータとは、当社がトラノコ利用規約に従ってトラノコを通じてお客様に提供する、お客様の登録した家計簿アプリまたはクレジットカード等に係る取引に係る情報から当社が所定の方法に従って算出して表示するおつりデータをいいます。

(最低投資額の設定)

第8条の2 お客様は、前条の投資承認による投資金額及び次条のおつり投資の追加による投資金額の合計額に対して、最低投資額を設定することができるものとします。

2. 前項の最低投資額の設定を行っているお客様については、毎月の指定日の15時時点において、前条の投資承認による投資金額及び次条のおつり投資の追加による投資金額の合計額が、当該設定されている最低投資額未満の場合は、当該最低投資額未満の合計額については投資承認及びおつり投資の追加をキャンセルしたものとみなし、当該設定されている最低投資額について投資承認したものとみなします。この場合、次条に従ってポイント投資として追加されていたおつり投資の金額に相当する金額は、ポイント交換会社により入金がなされるものとします。また、上記投資金額の合計額が、当該設定されている最低投資額以上の場合は、前条及び次条の規定に従って、当該投資額の合計額を投資承認するものとし、当該設定されている最低投資額の投資承認は行わないものとし

ます。

3. 前条第3項に規定する投資上限額を超える最低投資額の設定または最低投資額未満の投資上限額の設定は行うことができないものとします。

(おつり投資の追加)

第9条 お客様は、前条の投資承認等に加え、いつでも、おつりデータとは無関係に、個別に投資金額を指定して、ファンドの購入を申込むこと（以下「おつり投資の追加」といいます。）ができるものとします。

2. 各基準期間（第10条に定めます。）における前項のおつり投資の追加の申込期限については、毎月の指定日の15時までとします。
3. お客様は、第1項による方法のほか、お客様が保有するポイント発行会社の発行するポイント（以下「ポイント」といいます。）を、ポイントを現金化できるポイント交換会社（ポイント発行会社を兼ねる場合を含む。）のサービスを利用して現金化することにより、当該現金化した金銭（以下「ポイント投資資金」といいます。次項に定められる手数料を控除した金額となります。）に相当する金額につき第1項に規定するおつり投資の追加を行うことができます（以下「ポイント投資」といいます。）。なお、ポイント投資が利用可能なポイントは、当社が別途指定するポイントに限るものとします。
4. 前項のポイント投資を行うに当たっては、当社所定の方法により、あらかじめポイント交換会社への連携手続きを行うものとします。なお、お客様は、ポイントの現金への交換に係る手数料等については、ポイント交換会社の定める料率等にしたがい、ポイント交換会社に支払うものとします。
5. お客様は、第2項の申込期限までの間については、ポイント投資のお申込みをキャンセルし、お申込みを行ったポイント投資資金額を元のポイントに戻すことができます。この場合、お客様は、別途ポイント交換会社の定める料率に従った手数料をポイント交換会社に支払うものとします。
6. トランコ利用規約第11条に規定する機能制限については、ポイント投資においても適用されるものとします。なお、当該機能制限前の申込期限において有効なポイント投資資金については、投資が行われるものとします。

(購入のお申込み)

第10条 お客様は、毎月の指定日において、前月の指定日の15時以降当該指定日の15時までの間（以下「基準期間」という。）になされた投資承認等およびおつり投資の追加の合計額相当額（第8条の2に従って最低投資額の投資承認を行った場合は、当該最低投資額）について、第7条に従って選択したファンドの購入のお申込みを行ったものとみなします。なお、選択したファンドについては、各基準期間の開始から、当該基準期間にかかる第11条第2項に定める買付日の15時までの間は変更することができるものとします。その場合、当該買付日の15時時点において選択されているファンドに対して購入のお申込みを行ったものとみなします。

2. お客様は、基準期間内であれば当該期間内に行なった投資承認等、おつり投資の追加をキャンセルすることができます。当社は、お客様が投資承認等およびおつり投資の追加のお申込みについて、そのキャンセルを指定日の15時までに行わなかったものについてのみ、前項に従って購入のお申込みを行ったものとみなします。
3. 当社は、お客様の資産状況等に照らして、おつり投資の追加による投資金額が過大である等の判断を行なった場合などお客様のファンドの買付けが不適当と判断した場合、お客様への確認および購入お申し込みの受付中止を行うことがあります。

(購入)

第11条 お客様は、投資承認等およびおつり投資の追加により前条に従って購入のお申込みを行なった金額について、口座振替に関する取扱規程に基づき、毎月6日（営業日ではない場合には翌営業日）又は当社が別途指定する日（以下「振替日」といいます。）に自動引落しにより当社に払い込みを行います。なお、第8条第4項に規定される指定日は、振替日から起算して8営業日前又は当社が別途指定する日となります。但し、ポイント投資の場合は、ポイント交換会社がポイント投資資金に相当する金銭を次項に規定する買付日までに当社に支払うものとし、これをもって当社に払い込みがなされたものとします。この場合において、ポイント交換会社が入金しなかった場合には、事由のいかんを問わず、お客様よりポイント投資資金の入金がなされなかったものとします。また、最低投資額の設定を行なっているお客様が、当該最低投資額の投資承認を行なった場合において、併せてボ

イント投資を行っている場合には、上記自動引落によりお客様が払い込みを行う金額は、最低投資額からポイント投資に係る払込金額を控除した金額とします。

- 当社は、原則として、振替日から起算して4国内営業日目（以下、「買付日」といいます）に、お客様が申し込んだファンドの買付けを行います。なお、かかる買付日がファンドの申込不可日に該当する場合、翌営業日に買付けを行うものといたします。
- 振替日に投資資金が自動引落しできなかった場合又は買付日までにポイント交換会社から入金がなされなかった場合は、当社はファンドの買付けはいたしません。
- お客様の自動引落しに係る手数料は、当社が負担するものとします。第1項但書のポイント投資の場合のポイント交換会社から当社への送金の手数料は、ポイント交換会社又は当社が負担するものとし、お客様は負担しないものとします。

（換金）

第12条 お客様は、その保有する投資信託受益権の範囲内で、いつでも換価のお申込みをすることができます。毎営業日の15時30分までに換金のお申込みを行った場合、当社は、当日の換金お申込みとして処理いたします。ただし、スイッキングのお申込みの場合は、第13条に従います。

- 当社は、お客様の換金のお申込みがファンドの申込不可日に該当する場合、翌営業日にお申込みがあったものとして処理いたします。
- ファンドの換金額については、換金のお申込みがあった日から起算して6営業日目以降に、「金銭の払い込み先の指定についての規程」に基づき、お客様指定の銀行口座にお支払いいたします。
- 換金額の払込みに係る手数料（以下「出金手数料」といいます）は、当社が別に定める金額とし、当該出金手数料はお客様が負担するものとします。
- 換金額が出金手数料以下の場合には、当社は換金額をお客様に支払った後、所定の方法により出金手数料をお客様より徴収いたします。
- お客様が換金のお申込みを行った場合、当該換金のお申込みから8日間（最終日が営業日でない場合は翌営業日まで）は、換金のお申込みをできないものとします。ただし、当社がやむを得ないと認める場合は除きます。

（ファンドの切替えおよびスイッキング）

第13条 お客様は、トラノコ総合取引約款第12条に基づくファンドの切替え及びスイッキングの申込みを行うことができます。ただし、お客様がファンドの切替えおよびスイッキングをする場合、お客様がその時点で保有するファンドの全ての投資口数の換価のお申込みと同時にその代金相当額（源泉徴収税額の還付金を含みます）を、別のファンドについて第9条のおつり投資の追加として購入のお申込みをするものとします。お客様が、同時に保有することができるファンドは1種類に限られるものとします。

- 各基準期間（第10条に定めます。）におけるファンドの切替え及びスイッキングの申込期限については、毎月の買付日から起算して4営業日前の日の15時30分までとします。ただし、当日が換金に係るファンド申込不可日に該当する場合は前営業日の15時30分までとします。
- お客様がある基準期間内にファンドの切替えのお申込みをし、それが当該基準期間内にキャンセルされなかった場合、同一の基準期間内にお客様が行った投資承認等及びおつり投資の追加の合計額相当額について、ファンド切替え後のファンドに対する購入のお申込みがなされたものとみなします。
- スイッキングは、毎月の買付日から起算して3営業日前のファンドの基準価額を換金基準価額とし、買付日の翌営業日のファンド基準価額を購入基準額としてファンドの購入・換金を行います。
- お客様がファンドの切替えおよびスイッキングのお申込みを行った場合、ファンドの切替えおよびスイッキングの申込確定後（買付日から起算して4営業日前の日の15時30分）から起算して5営業日目の翌日5時30分までの間については、ファンドの切替えおよびスイッキングのお申込みをできないものとします。

（取引に係る手数料）

第14条 お客様が本サービスを利用してファンドの購入、換金、スイッキングのお申込みを行い約定した場合、当社は所定の手数料を申し受けます。

- 上記手数料額は、取引対象となるファンドの目論見書の内容に基づき、当社が定めるものとします。

(税務上の口座の種類)

第15条 本サービスをご利用いただく税務手続き上の口座の種類は特定口座（源泉徴収あり）とさせていただくものとします。なお、別途当社が定める所定の手続きにより少額投資非課税制度（NISA制度）をご利用いただくことができます。

(システムの障害)

第16条 システムの障害、通信回線の混雑等によって本サービスが利用できないときは、当社の判断で電話をご利用いただくものとします。

(免責事項)

第17条 当社は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。

- (1) お客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、本サービスによるID、パスワードの一致を確認して行った取引。
 - (2) お客様のID、パスワード、確認番号、取引情報等が漏洩し、盗用、不正使用（通信回線・システム機器を介したものも含む）されたことに対する損害。
 - (3) 天災地変など不可抗力による通信回線・システム機器の瑕疵もしくは障害または停電によって注文が発注されない、または誤発注された場合。
 - (4) 本サービスで受ける情報の誤謬、停滞、省略および中断ならびにシステム障害等により生じた損害につき、当社の故意または重大な過失に起因するものでないもの。
 - (5) 本サービスの内容またはその利用方法について、お客様の誤解または理解不足によるもの。
 - (6) お客様が当社との本契約、その他の契約事項（取引ルール等の当社所定事項を含む）に反した取引を行ったことにより生じた損害。
 - (7) 当社がホームページ等にて公表する推奨環境以外の環境下において、本ソフトウェアおよび本サービスを利用したことにより生じた損害。
2. 当社及び当社が情報提供を受ける会社等が提供する情報の内容について、その正確性、信頼性を維持するために万全を期しておりますが、それを保証するものではありません。万一、この情報を利用することによって損失、損害等が発生した場合でも、一切その責任を負うものではありません。ただし、当社に重過失がある場合は、この限りではありません。

(サービス内容の変更)

第18条 当社はお客様に事前の通知をすることなく、本サービスの内容を変更することがあります。

(本サービス利用の禁止)

第19条 お客様が本サービスをご利用いただくことが不適当であると、当社が判断した場合には本サービスの利用をお断りすることがあります。

(他の規程、約款の適用)

第20条 本規程に定めのない事項については、その他の約款、規程、規約およびルール等により取扱うものとします。

2. 本規程とその他の約款、規程、規約およびルール等との間に齟齬が生じた場合は、本規程の内容を優先するものとします。

(規定の改定)

第21条 本規程は、法令等の変更、監督官庁の指示その他当社の業務上の必要が生じたときは、民法548条の4の規程に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規程の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに本ソフトウェア上のお知らせ画面、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

附則

(トラノコ for MyJCBの場合の取扱い)

第1条 トラノコ for MyJCBを利用する場合は、トラノコ利用規約をトラノコ for MyJCB利用規約に読み替えるものとする。

以上

2017年6月7日制定
2017年11月29日改定
2018年11月6日改定
2019年11月28日改定
2020年4月1日改定
2022年1月17日改定
2023年1月19日改定
2023年6月1日改定
2023年8月31日改定
2023年11月30日改定
2024年7月23日改定